



「家族生活(費)保障保険」+「三大疾病保障保険・健康づくりサポート」

〈引受保険会社〉 明治安田生命保険相互会社

(健康応援プログラム)

※【契約概要】【注意喚起情報】は別冊のP49～50に記載しています。ご加入前に本パンフレットとあわせて必ずご確認のうえ、お申込みください。

ご加入対象	退職後継続	記入例ページ	留意点ページ	別冊ページ
本人・配偶者	×	申込書裏面	P.29～32	P.49～50

年金払特約付団体定期保険〔生命保険〕、健康づくりサポート、リビング・ニース特約付、代理請求特約〔Y〕付集団掛扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)〔生命保険〕

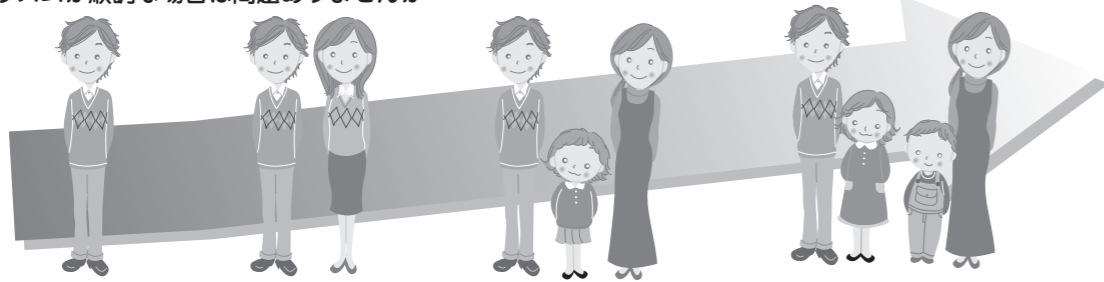
● 家族生活(費)保障保険

● 万一の時残されたご家族のために・・・死亡・高度障害のリスクに備える保障です。

家族の生活保障資金として

生活保障資金：基本

● 生活のリズムが順調な場合は問題ありませんが...



● 万一、死亡・高度障害により生活リズムが崩れた場合



残された家族の生活リズムがもとの状態に戻るまでの10年間、生活資金をサポートします。

だからプラス

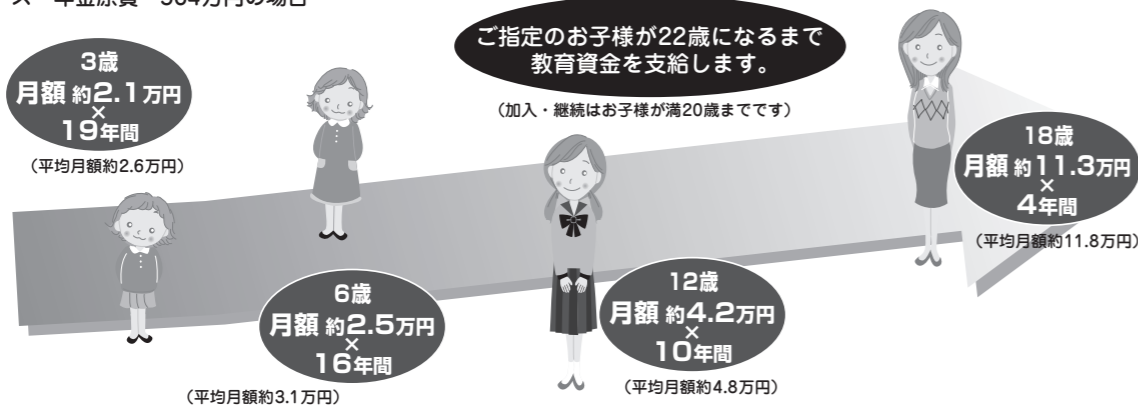
「遺児教育資金(※1)」ご加入により、生活保障資金とは別にお子様の教育資金に備えることが可能です。

遺児教育資金として

遺児教育資金：充実

● 万一(死亡・高度障害)の場合のお子様の教育資金確保を目的とした保障です

※1コース 年金原資 564万円の場合



★遺児教育資金の受取人はご指定のお子様になります。
 ★記載の月額額は初年度のもので、受取期間中、月額額は毎年3%逦増します。
 ★記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
 ★お子様が満21歳に到達すると自動脱退となります。
 ★お子様ごと別々のコースでの加入は出来ません。全て同一のコースでお申込みください。

※遺児教育資金1コース加入の場合

(※1) 生活保障資金に加入することが条件です。

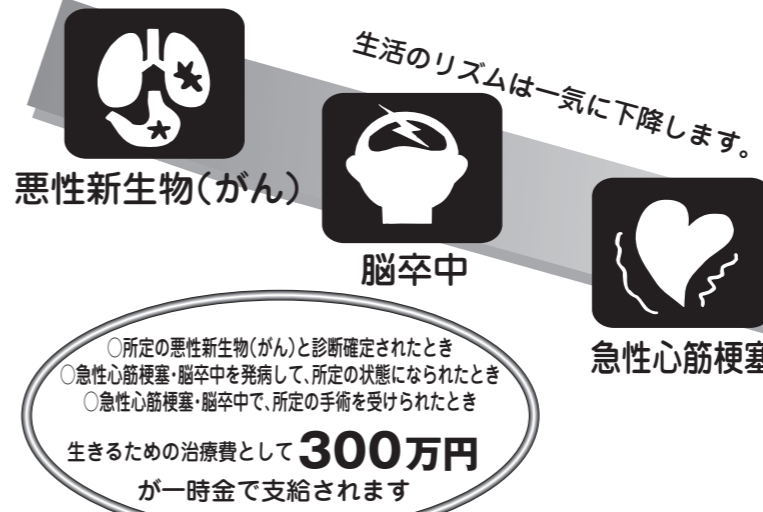
だからプラス

● 特定疾病時の保障・健康づくりサポート

● 健康で長生きするために・・・特定疾病のリスクに備える保障です。

三大疾病保障保険(※2)

健康増進に取り組んでいても、恐ろしい特定疾病は突然襲ってきます。



オプション

(※2) 家族生活(費)保障保険(生活保障資金)に加入することが条件です。

だからプラス

生活習慣やストレスにより健康をそこなう前に・・・ご自身の健康維持のためのサポートです。

健康づくりサポート(※3)

追加オプション

ココロとカラダの健康づくりをサポートする7つのメニュー!

月額 200円



- 1 季刊誌「健康情報」 お届け(年4回)
- 2 ヘルシーファミリー倶楽部 ご利用はWebで
- 3 相談ダイヤル お電話で
- 4 WELBOX ご利用はWebで
- 5 CLUB FUJITA お電話で
- 6 テレセカンド® お電話で
- 7 ホスピサーチ® お電話で

※「健康づくりサポート」は明治安田ライフプランセンター(株)が提供するサービスです。
 ※サービス概要はP28にてご確認ください。
 ※「健康づくりサポート」は三大疾病保障保険とのセット加入となります。



(※3) 三大疾病保障保険に加入することが条件です。



家族生活（費）保障保険について

〈引受保険会社〉 明治安田生命保険相互会社

意向確認【ご加入前のご確認】

団体定期保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。

保障内容と月額保険料（※受取期間中、年金月額は毎年3%逦増します。）

生活保障資金

基本

万一のこと（死亡・高度障害）があった場合、残されたご家族のための生活費を確保するプランです。

本人加入コース

コース	初年度 年金月額	最終年度 年金月額	平均 年金月額	支給期間	年金受取 総額	年金原資 死亡・高度障害保険金	月額保険料(概算)(単位:円)		
							年齢	男性	女性
1コース	約 4.7 万円	約 6.0 万円	約 5.4 万円	10年	約 651 万円	約 628 万円	年齢	男性	女性
							18歳～35歳	659	446
							36歳～40歳	823	703
							41歳～45歳	1,093	848
							46歳～50歳	1,539	1,174
							51歳～55歳	2,211	1,564
							56歳～60歳	3,165	1,966
							61歳～65歳	4,810	2,587
2コース	約 9.5 万円	約 12.1 万円	約 10.8 万円	10年	約 1,302 万円	約 1,256 万円	年齢	男性	女性
							18歳～35歳	1,319	892
							36歳～40歳	1,645	1,407
							41歳～45歳	2,185	1,696
							46歳～50歳	3,077	2,349
							51歳～55歳	4,421	3,127
							56歳～60歳	6,330	3,931
							61歳～65歳	9,621	5,175
			66歳～70歳	14,205	6,933				

表中記載以外の年齢の方の保険料は保険会社までお問い合わせください。

配偶者加入コース

配偶者に万一のこと（死亡・高度障害）があった場合、あなたにホームヘルパー援助費などとして10年間支払われます。

■配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

コース	初年度 年金月額	最終年度 年金月額	平均 年金月額	支給期間	年金受取 総額	年金原資 死亡・高度障害保険金	月額保険料(概算)(単位:円)		
							年齢	男性	女性
1コース	約 2.8 万円	約 3.6 万円	約 3.2 万円	10年	約 391 万円	約 377 万円	年齢	男性	女性
							18歳～35歳	396	268
							36歳～40歳	494	422
							41歳～45歳	656	509
							46歳～50歳	924	705
							51歳～55歳	1,327	939
							56歳～60歳	1,900	1,180
							61歳～65歳	2,888	1,553
2コース	約 4.7 万円	約 6.0 万円	約 5.4 万円	10年	約 651 万円	約 628 万円	年齢	男性	女性
							18歳～35歳	659	446
							36歳～40歳	823	703
							41歳～45歳	1,093	848
							46歳～50歳	1,539	1,174
							51歳～55歳	2,211	1,564
							56歳～60歳	3,165	1,966
							61歳～65歳	4,810	2,587

■配偶者の年金原資（死亡保険金額・高度障害保険金額）は本人と同額以下とさせていただきます。
 ■本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
 ■保険料は毎月の給与から控除します。（初回は、5月給与から）

保険金に対する課税について

1. 死亡保険金（年金受取とした場合も含む）を受けとられた場合の課税関係
 死亡保険金を受けとられた場合は、保険料負担者、被保険者、保険金受取人の関係によって、右のような課税対象となり、納付すべき税額がある場合は、申告が必要となります。
 ③ 高度障害保険金は、被保険者が受取人の場合は、課税されません。

2. 年金を受けとられた場合の課税関係

毎年支払われる年金の受けとり時には、だれが保険料を負担しているかに関係なく、雑所得となります。
 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

保険料負担者	被保険者	保険金受取人	対象となる税金
加入者本人	加入者本人	配偶者・子どもなど	相続税
加入者本人	配偶者	加入者本人	所得税（一時所得）
加入者本人	配偶者	その他	贈与税

家族生活（費）保障保険は、死亡保険金を年金原資として遺族が受け取れるというコンセプトに基づく制度ですが、ご請求者の希望により一時金で受け取ることも可能です。

加入資格

※詳細についてはP29をご確認ください。

本人…本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で申込書記載の告知内容に該当し、2022年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（なお、在職中は満60歳6カ月まで、役員は満80歳6カ月まで継続できます。）
 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2022年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（継続の場合は満65歳6カ月までの方。配偶者だけの加入はできません。）

遺児教育資金

充実

本人に万一のこと（死亡・高度障害）があった場合、死亡保険金（年金原資）を指定した受取人（満20歳までの子ども）が年金（教育資金）として22歳になるまで受け取る制度です。
 ※生活保障資金とセットでご加入ください。（満20歳までのお子様3名まで加入できます）

お子様一人あたりの月額保険料（概算）

(単位:円)

年齢はご本人の保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2022年5月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 ■記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は初回に遡って積算いたします。
 ■保険料は毎月の給与から控除します。（初回は、5月分給与から）
 ■遺児教育資金のご加入に際しては、ご加入者ご本人について告知ください。
 ■遺児教育資金のみの加入はできません。
 ■お子様ごと別々のコースでの加入は出来ません。全て同一のコースでお申込みください。
 ■本制度は、主契約(団体定期保険)と特約(年金払特約)をセットしたものです。
 ■期中の遺児教育資金のみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取り扱いできません。
 ■本人コースのみの脱退はお取り扱いできません。また、遺児教育資金が加入条件の本人コースのみの継続はお取り扱いできません。
 ■生活保障資金と遺児教育資金は、同一の団体定期保険で運営されています。
 従って、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。
 ■遺児教育資金は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金として受取る制度です。
 ■死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

万一(死亡・高度障害)の場合、その時点でのお子様の年齢による月額教育資金目安(受取月額は毎年3%逦増します)(単位:円)

コース	お子様の年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
		初年度月額(支給期間)	初年度月額(21年)	初年度月額(20年)	初年度月額(19年)	初年度月額(18年)	初年度月額(17年)	
1コース	0歳	約1.8万(22年)	約1.8万(21年)	約2.0万(20年)	約2.1万(19年)	約2.2万(18年)	約2.4万(17年)	
	6歳	約2.5万(16年)	約2.7万(15年)	約2.9万(14年)	約3.2万(13年)	約3.5万(12年)	約3.8万(11年)	
	12歳	約4.2万(10年)	約4.8万(9年)	約5.4万(8年)	約6.2万(7年)	約7.4万(6年)	約8.9万(5年)	
	18歳	約11.3万(4年)	約15.2万(3年)	約23.0万(2年)				
	3コース	0歳	約1.2万(22年)	約1.3万(21年)	約1.4万(20年)	約1.5万(19年)	約1.5万(18年)	約1.7万(17年)
		6歳	約1.8万(16年)	約1.9万(15年)	約2.1万(14年)	約2.2万(13年)	約2.5万(12年)	約2.7万(11年)
		12歳	約3.0万(10年)	約3.4万(9年)	約3.8万(8年)	約4.4万(7年)	約5.2万(6年)	約6.3万(5年)
		18歳	約8.0万(4年)	約10.7万(3年)	約16.3万(2年)			

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※申込書記入例は、申込書裏面に記載しております。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P29、31～32

「遺児教育資金」ご加入により、生活保障資金とは別にお子様の教育資金に備えることが可能です。

ご加入にあたっての留意点（必ず、お読みください。）

● 家族生活（費）保障保険

1.加入資格（遺児教育資金ご加入に際しては、本人について告知ください。）

本人…本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で申込書記載の告知内容に該当し、2022年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（なお、在職中は満60歳6カ月まで、役員は満80歳6カ月まで継続できます。）

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2022年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（継続の場合は満65歳6カ月までの方。配偶者だけの加入はできません。）

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通

【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

（別表）

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

2.継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

3.保険期間

1年間（2022年5月1日～2023年4月30日）で以後毎年更新します。

保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

4.配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。（三大疾病保障保険には、配当金はありません。）

5.年金払特約

- 年金の種類と型
 - 年金支払期間は、コースによって決まります。（逡増型確定年金です）
 - 基本年金額は毎年、逡増いたします。（逡増率単利3％）
- 配当金
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 年金受取人
 - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 年金のお支払い
 - 年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
- 年金払の対象となる保険金
 - 団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。但し、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

MY-A-22-団-000608

6.引受会社

【引受会社】明治安田生命保険相互会社（事務幹事）

日本生命 第一生命 住友生命 富国生命 大同生命 大樹生命 シプラルタ生命 東京海上日動あんしん生命
SOMPOひまわり生命 メットライフ生命 三井住友海上あいおい生命

この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

● 三大疾病保障保険

1.加入資格

本人…家族生活（費）保障保険に加入の本体・関連の役員・社員・嘱託・準社員で申込書記載の告知内容に該当し、2022年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（なお、在職中は満60歳6カ月まで継続できます。）

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2022年5月1日現在満17歳6カ月を超え、満59歳6カ月までの方（継続の場合は満65歳6カ月までの方。配偶者だけの加入はできません）

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。

（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去5年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

（別表）

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金がお支払われ、脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

※加入日（*）よりも前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合には、加入日（*）以降に新たに「悪性新生物（がん）」と診断確定されても、特定疾病保険金のお支払いの対象になりません。

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

2.保険期間

1年間（2022年5月1日～2023年4月30日）で以後毎年更新します。

3.リビング・ニーズ特約

【保険金のお支払事由について】

●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。

●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。

●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

（1）被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合

（2）被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

【ご請求について】

●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。

●「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）」の死亡保険金額です。

●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者をご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。

●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。

【お支払金額について】

●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。（ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。）

【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】

●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。

（1）被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき

（2）ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき

（3）戦争その他の変乱によるとき

●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金をお支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

ご加入にあたっての留意点(必ず、お読みください。)

4.代理請求特約〔Y〕について

代理請求特約〔Y〕の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。
(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

* 保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

* 保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約〔Y〕を付加することはできません。

お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いたしてもお支払いできません。
ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約〔Y〕の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

三大疾病保障保険 ご契約の詳細

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。

「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田生命までお問い合わせください。

【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】

●お申込の撤回(クーリング・オフ)について ●解約と返戻金について ●健康状態等の告知義務について

●保険金等をお支払いできない場合について ●契約内容の変更等について ●「生命保険契約者保護機構」について

【お取扱できない事項の例】

・保険期間中の保障額の増額・減額はできません。 ・保険期間の変更はできません。 ・保険料の払込方法の変更はできません。

●引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社
総合法人第二部法人営業第三部 〒107-0052 住所：東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館23階 TEL：03-3560-5736
この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニース特約付、代理請求特約〔Y〕付集団月掛無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。

MY-A-22-特疾-000609

● 家族生活（費）保障保険、三大疾病保障保険

1.ご加入に際して

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

	家族生活（費）保障保険	三大疾病保障保険
申込更新方法・取扱い	所定の申込書に必要事項を記入・押印の上、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。	保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が60歳(配偶者は65歳)を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。 ※更新後のご契約の保険期間は1年です。※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。
締切日	合同募集申込締切日	2022年2月10日(木)
お支払いの保険金	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。なお、特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 ◆詳細は27ページをご覧ください。
高度障害状態とは	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはしゃくくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき ※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

お支払いできない場合について(解除・免責等)	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。) ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとすることがあります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 1. 死亡保険金について ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 2. 高度障害保険金について ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。) ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなることがあります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき 1. 死亡保険金について ①加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。) ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 2. 高度障害保険金について ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
お支払いの保険金からのご請求	<保険金のご請求について> ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。 ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に向う場合があります。 ●改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について> ●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。	

<家族生活（費）保障保険>

●相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

<三大疾病保障保険>

●当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっております。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

●保険金のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性ががあります。

個人情報に関する取扱いについて <契約者と生命保険会社からのお知らせ>(家族生活(費)保障保険、三大疾病保障保険共通)
当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp)をご参照ください。ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。